## 第50号議案

福井県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

別紙のとおり、福井県教育委員会行政組織規則(昭和46年福井県教育委員会規則第5号)等の一部を改正する。

平成 3 1 年 3 月 1 3 日提出 教 育 長 東 村 健 治

提案理由

所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

## 福井県教育委員会規則等の一部改正について

## 制定理由

教育職員の業務改善などを進めるため、福井県教育委員会行政組織規則等の一部 を改正する

## 教育委員会規則

福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

一 田	100 印色以上 5 るが別					
名称	改正内容					
福井県教育委員会行政組織規則	・部活動指導員の追加					
	・雲竜丸の売却による規則からの削除					

福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

名称	改正内容						
福井県立学校の管理運営に関す る規則	・部活動指導員の追加						

施行期日 平成31年4月1日

福井県教育委員会行政組織規則(昭和四十六年福井県教育委員会規則第五号)新旧対照表福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

	第二十八条(略)	あおば福井県小浜漁港		名称	船	第十七条   福井県立若狭高等学校に実習船を置く。	(実習船)	(略) (略)	十三~二十四(略)	の所管に	までにおいて同じ。)の任免、服務その他人事に関す	十二 教職員 (県立学校事務職員を除く。以下第十六号	学校振興課   一~十一(略)	(略) (略)	課名 分掌事務	第八条 各課の分掌事務は、次表のとおりとする。	(各課の分掌事務)	改正後 (案)	有子男教育多具会不再系统夫具(田利四十万名 祐夫男教育多具会夫具等五兵)亲里文氏录
(略) 職員名	(職員およびその職務) (職員およびその職務)	あおば	雲竜丸	名称	船		(実習船)	(略)					学校振興課	(略)	課名	第八条 各課の分掌事務は、	(各課の分掌事務)		第  文月
職務	職務は、次表のとおりである。保法」という。)の定めるところにより、県立学校に置く職員およびそのいう。)および学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号。以下「学二十八条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下「学教法」と職員およびその職務)	福井県小浜漁港	福井県小浜漁港	船籍港	よび船籍港は、次のとおりとする。	福井県立若狭高等学校に実習船を置く。		(略)	十三~二十四(略)	ること (教育政策課の所管に属するものを除く。)。	までにおいて同じ。)の任免、服務その他人事に関す	十二 教職員 (県立学校事務職員を除く。以下第十一号	一~十一(略)	(略)	分掌事務	事務は、次表のとおりとする。		現行	

き、 2 第二十九条 前条第一項および第二項に定める職員の職およびその職務 助教諭 講師 助教諭 船員 教務主任 部活動指導員 学校栄養職員 技術職員 実習助手 養護助教諭 栄養教諭 略 (職員およびその職務) は、次表のとおりとする。 当該下欄に掲げる職務を行わせる。 委員会が必要と認めるときは、県立学校に次表の上欄に掲げる職員を置 職員名 省令第四十四条に規定する職務を行う。 る同省令第七十八条の二に定める職務を行う。 学校教育法施行規則 略 (略) 略 略 略 略 略 略 略 略 以下「省令」という。)第百四条において準用す (昭和二十二年文部省令第十 職務 職務 第二十九条 前条第一項および第二項に定める職員の職およびその職務は、 2 助教諭 助教諭 船員 講師 栄養教諭 教務主任 学校栄養職 技術職員 実習助手 養護助教 (職員およびその職務) 次表のとおりとする。 き、当該下欄に掲げる職務を行わせる。 (新設) (略) 委員会が必要と認めるときは、県立学校に次表の上欄に掲げる職員を置 職員名 職名 諭 員 学校教育法施行規則 務を行う。 (新設) 略 略 略 略 略 略 略 略 略 以下「省令」という。 (昭和二十二年文部省令第十 職務 職務 )第四十四条に規定する職

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則

福井県教育委員会福井県立学校の管理運営に関する規則(昭和四十六年福井県教育委員会規則第六号)新旧対照表福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

	改正後(案)		現行
一 職員およびその職務別表第四(第二十二条関係)	職務(集)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)(主)	一 職員およびその職務別表第四(第二十二条関係)	職務(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(
職員名	職務	職員名	職務
校長	(略)	校長	(略)
副校長	(略)	副校長	(路)
教頭	(略)	教頭	(略)
教諭	(略)	教諭	(鮥)
養護教諭	(略)	養護教諭	(略)
栄養教諭	(略)	栄養教諭	(略)
事務職員	(略)	事務職員	(鉛)
寄宿舎指導員	(略)	寄宿舎指導員	(路)
学校医	(略)	学校医	(略)
学校歯科医	(略)	学校歯科医	(略)
学校薬剤師	(略)	学校薬剤師	(略)
助教諭	(略)	助教諭	(略)
講師	(略)	講師	(略)
養護助教諭	(略)	養護助教諭	(略)
実習助手	(略)	実習助手	(略)
技術職員	(略)	技術職員	(略)
学校栄養職員	(略)	学校栄養職員	(略)

この規則は、平成三十一	部活動指導員
一十一年四月一日から施行する。	る同省令第七十八条の二に定める職務を行う。号。以下「省令」という。)第百四条において準用す学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一
	(新設)
	(新設)